

軽減税率制度がスタートします！

令和元年10月1日から消費税率の引き上げと同時に、軽減税率制度が実施されます。

軽減税率は、低所得者への配慮から飲食料品と一定の新聞を対象に実施されるものですが、紛らわしい点や不明確な点も多いため、今号では、その概要や基本的な考え方などについて取り上げました。

今月の掲載記事

1. 軽減税率の対象品目
2. 一体資産の取り扱い
3. 外食産業の取り扱い
4. まぎらわしいものの具体例
5. 経理処理の注意点



1. 軽減税率の対象品目

軽減税率の対象品目

飲食料品・・・食品表示法に規定する食品（食品添加物を含む全ての食品）

新聞・・・イ. 定期購読契約が締結されていて、ロ. 週2回以上発行される、

ハ. 政治・経済など一般社会的事実が掲載されているもの

上記イ、ロの要件を満たせば、スポーツ新聞や業界紙も対象になります。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》



国税庁HPより

対象品目のなかでも、標準税率(10%)が適用されるもの

飲食料品

- ・ 酒税法に規定する「酒類」
- ・ 医薬品、医薬部外品、再生医療等製品
- ・ 水道水
- ・ 人の飲食用でない工業用原材料や観賞用・栽培用として取引される食物など
- ・ 外食
- ・ ケータリング、出張料理
- ・ ドライアイス、保冷用の氷

新聞

- ・ コンビニや駅の売店などで販売する新聞
- ・ 電子新聞
- ・ 週に1回しか発行されない新聞

ご注意！

人の飲食用として販売された食品が、購入者によって他の用途に利用されたとしたものも軽減税率の対象となります。反対に、工業用原材料として取引される塩や観賞用・栽培用として取引される植物などのように人の飲食を目的としない物品が飲食のために購入された場合でも軽減税率は適用されません。

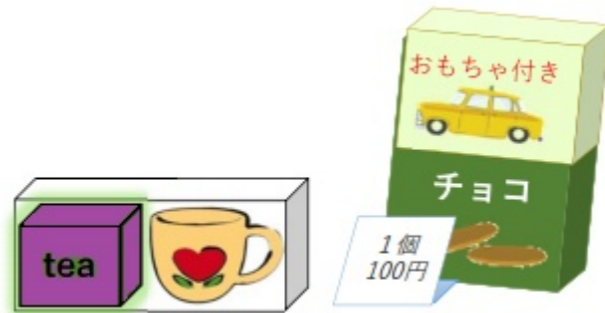
つまり・・・

➡ **取引（販売）時点における販売者の表示方法**により適用税率が決まる
ということです。

2. 一体資産の取り扱い

「一体資産」とは、おもちゃ付きのお菓子やカップ付きの紅茶セットなどのように、飲食料品と飲食料品以外の資産があらかじめ一体となって販売されている商品のことです。

一体資産は飲食料品に該当しないこととしていますから、原則として飲食料品も含めた販売価格全体について**標準税率（10%）**が適用されることとなります。



ただし、

次の ~ の要件を満たす事を条件に**軽減税率(8%)を適用**することができます。

一体資産の価格のみが提示されていること

セット商品の税抜販売価額が1万円以下であること

合理的に計算した食品の価額の割合が2 / 3以上であること

3. 外食産業の取り扱い

食品衛生法上の飲食店・喫茶店・その他の食事の提供を行う事業者が、テーブル、椅子、カウンターその他の**飲食設備のある場所等において行う食事の提供**は軽減税率の対象とはなりません。また、**相手方が指定した場所での食事の提供**も同様です。

ということは・・・

ファミリーレストランや食堂における店内飲食	標準税率（10%）
ケータリング()やホテルのルームサービス	標準税率（10%）
出前や宅配	軽減税率（8%）

となります

有料老人ホームや学校で行われる飲食料品の提供は軽減税率の対象となります。

ポイント

ファストフード店のような飲食店の場合、「お持ち帰りですか?」「店内でお召し上がりですか?」という具合に**顧客の意志を確認して**8%か10%かを判断することになります。

ご注意！

コンビニの場合、飲食料品の販売ですので当然 **軽減税率（8%）**です。

ただし、イートインコーナーで、返却が必要な食器に入った飲食物を提供する場合は**標準税率（10%）**となります。

さらに、顧客が購入した食品を勝手にイートインコーナーで食べる場合は、**軽減税率（8%）**のままということになります。あとは、店員さんの判断にまかせるというのでは現場の店員さんは大変ですし、トラブルにもなりかねません。

実際には「イートインの方は精算時にお申し出下さい」等の張り紙をすることにより顧客の意思確認をしたとして対処することになりそうです。

4 . 紛らわしいものの具体例

Q 1 カラオケボックスや映画館で食べるポップコーンの税率は？

A 1 カラオケ店での飲食.....カラオケ店のテーブル、イスは飲食設備がある場所とされ、レストランなどでの飲食と同じと扱われるため**標準税率（10%）**
映画館での飲食.....映画館の座席は映画を見るためなので**軽減税率（8%）**

Q 2 果物狩りに行った際の税率は？

A 2 入場料金.....**標準税率（10%）**
お持ち帰り用の果物を購入.....収穫した果物の販売のため**軽減税率（8%）**

Q 3 サプリメントの税率は？

A 3 サプリメントは食品なので**軽減税率（8%）**
同じ成分の栄養剤でも医薬品（食品ではないため）になると**標準税率（10%）**

Q 4 栄養ドリンクの税率は？

A 4 リポビタミンDは指定医薬部外品（食品ではありません）なので**標準税率（10%）**
オロナミンCは清涼飲料水（食品です）なので**軽減税率（8%）**

Q 5 みりんや料理酒、みりん風調味料の税率の違いは？

A 5 みりんや料理酒は酒税法に規定する「酒類」に該当するので**標準税率（10%）**
みりん風調味料はアルコール度数が1%未満のため「酒類」には該当しませんので**軽減税率（8%）**

詳細は国税庁のHPをご覧ください

5 . 経理処理の注意点

・ 区分経理は手間がかかる

軽減税率の対象品目を扱っていない事業者でも、消費税の区分経理（8%と10%との区別）をすることが必要になります。帳簿には、購入したものを商品ごとに8%なのか、10%なのかを記載する必要があるからです。

・ カードを使用した場合の領収書等の重要度が増加

現在もクレジットカードを使用した場合はクレジットカード利用明細と領収書の保存が必要ですが、その重要度が増すと思われます。

クレジットカードの集計明細書には消費税率は記載されていないので、軽減税率の区別にあたっては、これら利用明細及び領収書により確認をしなければなりません。また、状況によっては税率の記入を依頼する必要性が生じます。

これまで以上に**帳票類の内容や保管状況が税務調査の対象**になる可能性がありますのでご注意ください。

編集後記

すでに導入の決定している軽減税率ですが、本号をご覧頂いてもおわかりの通り煩雑で間違いやすい制度です。世界では複数税率を廃止しようとする風潮があるなかで、新たに複数税率を導入することは時代に逆行しているのではないかという考え方もあります。それでも、導入された以上は制度を正しく理解し、適用していくことが求められます。本号がその一助となれば幸いです。

次号予告

メインテーマ「**区分記載請求書等保存方式**」について解説します。

次号は2019年7月31日発行予定です。